

福井大学医学部附属病院治験における標準業務手順書の一部改正について

1. 改正する理由

監査における指摘事項への対応、並びに電子カルテのリモート閲覧導入のため、標準業務手順書を改正するもの。

2. 改正内容

主な改訂点

(1) 監査での指摘事項に対する改訂

治験責任医師の業務において、治験審査委員会の決定が「修正の上承認」となった場合の手順を明確化した。

(2) 電子カルテのリモート閲覧に伴うもの

当院の施設外から電子カルテを閲覧する場合の手順を追加した。

(3) 電子カルテ閲覧用アカウント発行に伴うもの

電子カルテ閲覧用アカウント発行の依頼先を「医療情報部」から「総合情報基盤センター」に変更した。

(4) その他

誤記を訂正した。